

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ロジスティード労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 8 年 3 月 25 日午前 11 時以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 8 年 3 月 9 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

ロジスティード株式会社（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県）、ロジスティード東日本株式会社（東京都）、ロジスティード中部株式会社（愛知県）、ロジスティード西日本株式会社（大阪府）、ロジスティード九州株式会社（福岡県）、ロジスティードエクスプレス株式会

社（東京都）、ロジスティードケミカル株式会社（東京都）、
株式会社バンテック（神奈川県）